

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成31年 3 月26日	
【会社名】	三菱製紙株式会社	
【英訳名】	Mitsubishi Paper Mills Limited	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 邦 夫	
【本店の所在の場所】	東京都墨田区両国二丁目10番14号	
【電話番号】	(03)5600-1407(直通)	
【事務連絡者氏名】	経理部長 及 川 浩 典	
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区両国二丁目10番14号	
【電話番号】	(03)5600-1407(直通)	
【事務連絡者氏名】	経理部長 及 川 浩 典	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	7,610,658,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年2月6日付で提出した有価証券届出書(平成30年2月13日付、平成30年2月14日付、平成30年6月27日付、平成30年6月28日付、平成30年8月10日付、平成30年11月14日付及び平成31年2月14日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項を含みます。)について、新株式発行の条件が満たされ、平成30年7月1日から平成31年12月31日までとされている払込期間における払込日を当社と王子ホールディングス株式会社との間で決定いたしましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 株式募集の方法及び条件

(2) 募集の条件

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	10,483,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、平成30年2月6日開催の取締役会決議によります。

なお、当社と王子ホールディングス株式会社(以下「王子ホールディングス」といいます。)との間の平成30年2月6日付資本提携契約(以下「本資本提携契約」といいます。)において、本有価証券届出書にかかる新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生、本第三者割当増資及び本当社株式譲渡(「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 2. 本提携の内容 (1) 資本提携の内容」において定義します。以下同じとします。)についての国内外の競争当局の許認可をすべて得ること、本子会社株式譲渡(「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 1. 割当予定先の選定の経緯 (2) 王子ホールディングスとの間の資本業務提携(以下「本提携」といいます。)」において定義します。以下同じとします。)が実行される見込みであること、並びに本当社株式譲渡が実行される見込みであること等が条件とされております。

(後略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	10,483,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、平成30年2月6日開催の取締役会決議によります。

当社と王子ホールディングス株式会社(以下「王子ホールディングス」といいます。)との間の平成30年2月6日付資本提携契約(以下「本資本提携契約」といいます。)において、本有価証券届出書にかかる新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生、本第三者割当増資及び本当社株式譲渡(「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 2. 本提携の内容 (1) 資本提携の内容」において定義します。以下同じとします。)についての国内外の競争当局の許認可をすべて得ること、本子会社株式譲渡(「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 1. 割当予定先の選定の経緯 (2) 王子ホールディングスとの間の資本業務提携(以下「本提携」といいます。)」において定義します。以下同じとします。)が実行される見込みであること、並びに本当社株式譲渡が実行される見込みであること等が条件とされております。なお、当社と王子ホールディングスは、下記「2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」記載の払込期間における払込日を平成31年3月29日と決定する総数引受契約を2019年3月25日に締結いたしました。また、当社と王子ホールディングスとの間で、資本提携を通じた業務提携の協議を進める中で、ドイツ事業は本子会社株式譲渡という選択肢以外の方法で提携を進めていくのが妥当であるとの判断に至り、本子会社(「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 2. 本提携の内容 (1) 資本提携の内容」において定義します。以下同じとします。)の株式を譲渡することとなる本子会社譲渡は、実施しないこととし、当社と王子ホールディングスとの間の平成31年3月25日付本資本提携契約の変更覚書において、本有価証券届出書にかかる新株式発行の条件から本子会社株式譲渡を除外する旨を合意しております。

(後略)

2 【株式募集の方法及び条件】

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
726	363	1株	平成30年7月1日から 平成31年12月31日まで (注5)		平成30年7月1日から 平成31年12月31日まで (注5)

(中略)

5. 本有価証券届出書提出日時点では、国内外の競争当局の許認可が得られる時期を確定することができないため、払込期間を設定し、当該払込期間を払込期日として記載しております。王子ホールディングスは、払込期間において、上記「1 新規発行株式」注1記載のすべての条件が満たされた後に、払込みを実施する予定とのことです。

(訂正後)

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
726	363	1株	平成30年7月1日から 平成31年12月31日まで (注5)		平成30年7月1日から 平成31年12月31日まで (注5)

(中略)

5. 本有価証券届出書提出日時点では、国内外の競争当局の許認可が得られる時期を確定することができないため、払込期間を設定し、当該払込期間を払込期日として記載していましたが、国内外の競争当局の許認可が得られ、上記「1 新規発行株式」注1記載のすべての条件が満たされたため、上記払込期間における払込日を平成31年3月29日と決定いたしました。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(訂正前)

(前略)

c. 割当予定先の選定理由

1. 割当予定先の選定の経緯

(中略)

(2) 王子ホールディングスとの間の資本業務提携(以下「本提携」といいます。)

(中略)

また同時に、当社としては、本提携に基づき本第三者割当増資を実施することで、上記「(1)当社のこれまでの状況等」で記載した資金需要を満たす資金調達も可能となることから、当社にとって王子ホールディングスとの協業強化と合わせ、王子ホールディングスを割当先とする本第三者割当増資により資金調達を行うことが最も適切であると判断いたしました。そこで、当社及び王子ホールディングスは、本提携の実現に向けて協議・検討を進めていくことに合意し、当社は、本日開催の当社の取締役会において、本提携に関する本資本提携契約を締結すること、また、同社を割当予定先とする本第三者割当増資をすることについて決議いたしました。

両社は、本提携を通じ健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図り、株主の皆様をはじめ、全てのステークホルダーの皆様からより高い評価を得られるよう取り組んでまいります。

(中略)

2. 本提携の内容

(中略)

(3) 本資本提携契約の内容

(中略)

本第三者割当増資

当社は、本資本提携契約及び本第三者割当増資に係る総数引受契約に従い、本第三者割当増資を行います。王子ホールディングスは、本資本提携契約及び本第三者割当増資に係る総数引受契約に従い、発行株式の総数を引受け、当該総数引受契約に定める払込期間中のいずれかの日において、発行株式の払込金額である7,610,658,000円(1株当たり726円)を払い込みます。

本第三者割当増資については、金融商品取引法による届出の効力発生、本第三者割当増資及び本当社株式譲渡についての国内外の競争当局の許認可をすべて得ること、本子会社株式譲渡が実行される見込みであること、並びに本当社株式譲渡が実行される見込みであること等を条件とします。

(後略)

(訂正後)

(前略)

c. 割当予定先の選定理由

1. 割当予定先の選定の経緯

(中略)

(2) 王子ホールディングスとの間の資本業務提携(以下「本提携」といいます。)

(中略)

また同時に、当社としては、本提携に基づき本第三者割当増資を実施することで、上記「(1)当社のこれまでの状況等」で記載した資金需要を満たす資金調達も可能となることから、当社にとって王子ホールディングスとの協業強化と合わせ、王子ホールディングスを割当先とする本第三者割当増資により資金調達を行うことが最も適切であると判断いたしました。そこで、当社及び王子ホールディングスは、本提携の実現に向けて協議・検討を進めていくことに合意し、当社は、本日開催の当社の取締役会において、本提携に関する本資本提携契約を締結すること、また、同社を割当予定先とする本第三者割当増資をすることについて決議いたしました。なお、本子会社株式譲渡については実施しないこととし、当社と王子ホールディングスとの間の平成31年3月25日付本資本提携契約の変更覚書において、本第三者割当増資の条件から本子会社株式譲渡を除外する旨を合意しております。

両社は、本提携を通じ健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図り、株主の皆様をはじめ、全てのステークホルダーの皆様からより高い評価を得られるよう取り組んでまいります。

(中略)

2. 本提携の内容

(中略)

(3) 本資本提携契約の内容

(中略)

本第三者割当増資

当社は、本資本提携契約及び本第三者割当増資に係る総数引受契約に従い、本第三者割当増資を行います。王子ホールディングスは、本資本提携契約及び本第三者割当増資に係る総数引受契約に従い、発行株式の総数を引受け、当該総数引受契約に定める払込期間中のいずれかの日において、発行株式の払込金額である7,610,658,000円(1株当たり726円)を払い込みます。

本第三者割当増資については、金融商品取引法による届出の効力発生、本第三者割当増資及び本当社株式譲渡についての国内外の競争当局の許認可をすべて得ること、本子会社株式譲渡が実行される見込みであること、並びに本当社株式譲渡が実行される見込みであること等を条件とします。なお、本子会社株式譲渡については実施しないこととし、当社と王子ホールディングスとの間の平成31年3月25日付本資本提携契約の変更覚書において、本第三者割当増資の条件から本子会社株式譲渡を除外する旨を合意しております。

(後略)